

保振社振 17 第 263 号  
平成 17 年 7 月 13 日

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内克伸

### 「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、「社債等の振替に関する法律」に基づき、社債及び地方債等のいわゆる一般債について、決済制度の効率性・利便性の向上及び決済の安全の確保をもって一般債の発行・流通市場の発展に資することを目的として、一般債を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）を開始します。併せて、短期社債振替制度の機能を向上させるためのシステム基盤の整備を行います。

これらに伴い、「短期社債等に関する業務規程」、「短期社債等に関する業務規程施行規則」及び「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」について、別添のとおり一部改正を行い、平成18年1月10日付で施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 一般債振替制度の開始に伴う改正

##### (1) 短期社債等に関する業務規程等の題名の改正

「短期社債等に関する業務規程」、「短期社債等に関する業務規程施行規則」、「短期社債振替制度に係る手数料及びその料率」について、それぞれ題名を「社債等に関する業務規程」、「社債等に関する業務規程施行規則」、「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」と改正する。

##### (2) 一般債振替制度に係る規定の新設等

一般債の新規記録、振替及び抹消に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

新規記録、振替及び抹消に関する取扱いに係る規定以外の規定について、短期社債振替制度に加え一般債振替制度をも定めるものとするため、「短期社債等」と規定している文言を、短期社債等又は一般債を意味する「社債等」と改正するなど、所要の改正を行う。

特例一般債に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

(3) 一般債振替制度に係る手数料の新設

一般債振替制度に係る手数料及びその料率に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

2. 短期社債振替制度の機能向上に伴う改正

機能向上のための施策（DVP決済の高度化、システム間接続の実施、キューイング機能の提供、決済照合システムとの連動機能の提供及び日本銀行の担保差入・返戻スキームへの対応）の実施に伴い、必要な改正を行う。

3. その他

その他、所要の改正を行う。

以 上